



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



「急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）」の届出基準の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正につきましては、平成15年11月21日付（福岡県医発第1548号）をもってお送りいたしておりますが、今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛に通知がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室より連絡がありました。

本通知は、厚生科学審議会感染症分科会（2月17日開催）の意見に基づき、五類感染症の（3）急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）の届出基準が下記のとおり改正され、平成16年3月1日より施行されたものであります。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

五類感染症の（3）急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）の届出基準を次のように改正する。

- 1 定義中「ただし、病原体が特定され、他の届出基準に含まれるものを除く。」を削る。
- 2 備考として次のとおり加える。

《備考》

- ・他の届出基準に該当する感染症（インフルエンザ、手足口病、流行性耳下腺炎等）による急性の脳炎・脳症についても、急性脳炎としての届出が必要となる。その際には、二重の届出となる（脳症を発症したインフルエンザについて、定点医療機関においては、インフルエンザ及び急性脳炎の届出が必要となり、定点医療機関以外では急性脳炎のみが届出の対象となる等）。
- ・ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついている場合には、急性脳炎としての届出は必要ない。ただし、急性脳炎の届出後に、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついた場合には、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎としての届出が必要となり、結果として二重の届出となる。



(地 292)
平成16年3月9日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

「急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）」の届出基準の改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正につきましては、平成15年11月14日付（地 192）をもってお送りした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について」においてお送りいたしました。

今般、「急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）」の届出基準の改正について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛に通知がなされました。本通知は、小職も委員であります厚生科学審議会感染症分科会（2月17日開催）の意見に基づき、五類感染症の（3）急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）の届出基準が改正されたものであります。

改正内容は下記のとおりで、平成16年3月1日より施行されております。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件の趣旨についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

五類感染症の（3）急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）の届出基準を次のように改正する。

- 1 定義中「ただし、病原体が特定され、他の届出基準に含まれるものを除く。」を削る。
- 2 備考として次のとおり加える。

《備考》

・他の届出基準に該当する感染症（インフルエンザ、手足口病、流行性耳下腺炎等）による急性の脳炎・脳症についても、急性脳炎としての届出が必要となる。その際には、二重の届出となる（脳症を発症したインフルエンザについて、定点医療機関においては、インフルエンザ及び急性脳炎の届出が必要となり、定点医療機関以外では急性脳炎のみが届出の対象となる等）。

・ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついている場合には、急性脳炎としての届出は必要ない。ただし、急性脳炎の届出後に、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついた場合には、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎としての届出が必要となり、結果として二重の届出となる。

平成 16 年 2 月 26 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）」の届出基準の改正について

標記については、「感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について」（平成 15 年 11 月 5 日健感発第 1105006 号）により通知したところですが、この度、厚生科学審議会感染症分科会（2 月 17 日開催）の意見に基づき下記のとおり改正し、平成 16 年 3 月 1 日より施行することになりましたので、御了知いただくとともに、関係機関への周知方お願いします。

記

五類感染症の（3）急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）の届出基準を次のように改正する。

- 1 定義中「ただし、病原体が特定され、他の届出基準に含まれるものを除く。」を削る。
- 2 備考として次のとおり加える。

《備考》

- ・ 他の届出基準に該当する感染症（インフルエンザ、手足口病、流行性耳下腺炎等）による急性の脳炎・脳症についても、急性脳炎としての届出が必要となる。その際には、二重の届出となる（脳症を発症したインフルエンザについて、定点医療機関においては、インフルエンザ及び急性脳炎の届出が必要となり、定点医療機関以外では急性脳炎のみが届出の対象となる等）。
- ・ ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついている場合には、急性脳炎としての届出は必要ない。ただし、急性脳炎の届出後に、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついた場合には、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎としての届出が必要となり、結果として二重の届出となる。

(3)急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）

定 義

ウイルスなど種々の病原体の感染による脳実質の感染症である。炎症所見が明らかではないが同様の症状を呈する脳症もここには含まれる。

《臨床的特徴》

多くは何らかの先行感染を伴い、高熱に続き意識障害やけいれんが突然出現し、持続する。髄液細胞数が増加しているものを急性脳炎、正常であるものを急性脳症と診断することが多いが、その臨床症状に差はない。

《届出基準》

- 意識障害を伴って24時間以上入院した者、あるいは24時間未満に死亡した者で、かつ、以下の一つまたはそれ以上の症状を有するもの
 - ・ 38度以上の発熱
 - ・ 何らかの中樞神経症状
 - ・ 先行感染症状
- 熱性けいれん、代謝疾患、脳血管性疾患、脳腫瘍、外傷など、明らかに感染性とは異なるものは除外する。
- 可能な限り病原体診断を行い、明らかになったものは病原体名、検体の種類及び検査方法を記載する。なお、上記基準に該当する脳症も含める。

《備考》

- ・ 他の届出基準に該当する感染症（インフルエンザ、手足口病、流行性耳下腺炎等）による急性の脳炎・脳症についても、急性脳炎としての届出が必要となる。その際には、二重の届出となる（脳症を発症したインフルエンザについて、定点医療機関においては、インフルエンザ及び急性脳炎の届出が必要となり、定点医療機関以外では急性脳炎のみが届出の対象となる等）。
- ・ ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついている場合には、急性脳炎としての届出は必要ない。ただし、急性脳炎の届出後に、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついた場合には、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎としての届出が必要となり、結果として二重の届出となる。